

平成26年7月15日

上告審から見た書記官事務の留意事項(平成25年分)

最高裁判所裁判部書記官室

この留意事項は、あるべき書記官事務を身に付けてもらうための一助になればとの思いから、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに送付された上告等事件記録を基に、書記官として、適正な事務処理を行うために注意すべき点を探り上げるとともに、その事務処理の根拠や目的を記載したものである。

なお、調書や勾留票の留意事項を見ていただくと分かるように、記載してある留意事項は、送付された記録から気付いた点を探り上げたものであり、全ての注意点を網羅しているものではない。

これらの点を踏まえ、各職場や個々の書記官においては、本留意事項に含まれる注意すべき点を自らの問題と認識し、日常の事務を行うに当たって、注意を欠くことなく適正な事務を行っていくためには、どうすればいいかを、正しい事務を行うことを阻害する要因を的確に分析したうえで、当該事務処理の根拠や目的に立ち返って検討し、さらには、本留意事項に含まれない点についても、日常の事務処理の中に類似の注意すべき点がないかを点検して、同様の検討を行い、適正な事務処理に向けた事務の改善に活かしていただきたい。

目

次

第1	民事・行政関係	1
1	受付・立件に関するもの	1
2	送達・通知に関するもの	3
3	調書・書類作成に関するもの	5
4	裁判書の点検に関するもの	6
5	上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの	6
6	その他	8
第2	刑事関係	11
1	受付・立件に関するもの	11
2	送達・通知に関するもの	11
3	勾留・保釈に関するもの	12
4	調書・書類作成に関するもの	14
5	記録整理・送付に関するもの	17
6	裁判書の点検に関するもの	18
7	その他	19

第1 民事・行政関係

1 受付・立件に関するもの

- (1) 法人等の代表者の代表権の有無について、提出された資格証明書等と照合して問題がないか確認する。

(留意点)

資格証明書及び委任状は、書面をもって証することが必要とされている、法人の代表者の代表権や訴訟代理権を証明する文書である（民訴規則 15 条、18 条、23 条）。法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたことは、絶対的上告理由（民訴法 312 条 2 項 4 号）や再審事由（同法 338 条 1 項 3 号）となる。

法人や権利能力なき社団の代表者の代表権や訴訟代理権の存否は、訴状審査の際に確認すべき重要な事項の一つであるから、書記官は、提出された事件書類の記載内容を点検するだけでなく、添付された資格証明書等でこれらの内容を確認するとともに、提出された事件書類の記載内容を点検する必要がある。そして、事件書類の記載と資格証明書等との記載に齟齬があったり、訴訟行為の授權の有無について疑義が生じたりしたときには、裁判官に相談した上、当事者に補正や追加資料の提出を促す等、適切に対応しなければならない。

なお、まれに、添付書類の記載はあるが、添付されていないことがあるので、提出された書面の内容を通読し、添付書類の記載がある場合には実際に当該書類が添付されているかも確認する必要がある。

- (2) 裁判所が受け付けた事件書類の差し替えは許されない。

(留意点)

事件書類を受け付けた後、書記官は、速やかに事件記録に綴り込み、紛失や毀損しないように適正に保管する義務を負う（裁判所法 60 条 2 項）が、これは、手続の適正を確保するという観点から行われるものである。事件書類の差し替えは、必然的に、一旦受け付けた書類の返還を意味するものであり、受付事務においてもともと予定されておらず、手続の適正や書記官の職務に対する信頼を失わせる行為である。

したがって、当事者から提出された書類の全部又は一部の差し替えを求められた場合は、書記官は、一旦受け付けた書類の返還はせず、新たな文書の提出を指示するなどすべきである。準備書面などの主張書面であれば、従前の書面は陳述させずに新たに提出された書面を陳述させれば足り、それ以外の書面、例えば、証拠説明書の場合、口頭聴取書等により改めて提出する旨が記録上明らかになっていれば足りる。

- (3) 人事訴訟関係の申立手数料につき、次の点などに注意する。（１０頁（参考）参照）

ア 人事訴訟と同一の原因によって生じた損害賠償請求を併合して提起する場合は、多額である一方の訴額によって算定する。

（留意点）

非財産権上の請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とを併合して請求する場合（例：離婚請求に慰謝料請求を併合して訴えを提起するような場合（人訴法 17 条 1 項））には、各請求の訴額を合算することなく、多額である一方の訴額による（民訴費法 4 条 3 項）。

イ 離婚とともに親権者指定の申立てがある場合は、親権者指定に関する手数料は不要である。

（留意点）

離婚とともに親権者指定を申し立てる場合は、職権発動を促すにすぎないものであり（民法 819 条 2 項参照）、手数料は不要である。ただし、親権者指定の裁判部分のみを不服とする上訴の場合は、子 1 人につき、申立手数料 1 2 0 0 円（民訴費法 3 条 1 項、別表第 1 の 15 の 2）の、控訴手数料は 1. 5 倍（1 8 0 0 円）、上告手数料は 2 倍（2 4 0 0 円）の手数料をそれぞれ要する。

ウ 子の監護、財産分与、年金分割の申立てがある場合は、それぞれの手数料が必要である。

（留意点）

訴え提起の手数料とは別にいわゆる家事審判事項の申立手数料として 1 2 0 0 円（民訴費法 3 条 1 項、別表第 1 の 15 の 2）の納付を要する（昭和 46 年 11 月 5 日付け最高裁民二第 1073 号民事局長通知「離婚にともなう財産分与の申立手数料について」参照）。なお、子の監護の場合は子一人につき 1 2 0 0 円となり、年金分割の場合は情報通知ごとに 1 2 0 0 円となる。

- (4) 第一審裁判所が訴え却下判決で、それを相当とする控訴棄却判決に対する上告手数料は、通常の上告手数料を算出した手数料の 2 分の 1 である（民訴

費用法 3 条 1 項、別表第 1 の 4)。

また、上訴手数料については、訴えの変更等により、訴訟物の価額が変更されている場合があるので留意する必要がある。

2 送達・通知に関するもの

- (1) 上告理由書（上告受理申立理由書）副本の送達（送付）上申がされ、原審において送達（送付）する場合は、申請者に送達（送付）費用を予納させ、その費用をもって送達（送付）する。

（留意点）

上告審は法律審で、当然に弁論を行うことを予定しているものではないので、上告理由書（上告受理申立理由書）副本を、相手方当事者に対して当然には送達しない（民訴規則 198 条ただし書）。したがって、上告提起（上告受理申立て）がされ、事件記録が未だ原審に存在している間に、原審に対し、被上告人（相手方）から上告理由書（上告受理申立理由書）副本の送達（送付）上申がされ、これに応じて特別送達（送付）を実施する場合、訴訟進行上不可欠なものではないので、上告人（申立人）の予納郵券を使用するのではなく、申請者である被上告人（相手方）に送達（送付）費用を予納させ（民訴費法 11 条 2 項）、その費用をもって同副本を特別送達（送付）する。

なお、上告審では、弁論を開く場合は別として、上告理由書（上告受理申立理由書）副本の送達（送付）申請がされたときには、申請者である被上告人（相手方）に送達（送付）費用を予納させ、送達（送付）をしている。

- (2) 行政事件訴訟（抗告訴訟）に関連請求にかかる訴えが併合されている場合、その請求の内容によっては、同じ当事者であるにもかかわらず、その代表者が異なることがあるので、送達先に注意する。

（留意点）

行政事件における抗告訴訟の被告適格は、行政事件訴訟法に定められており、原則として処分等をした行政庁の所属する国又は公共団体とされている（行訴法 11 条、38 条 1 項）。そこで、抗告訴訟の訴状は、原則として、処分等をした行政庁の所属する国又は公共団体を代表する者に送達することになる（民訴法 102 条 1 項、37 条）。

国が被告となる場合の受送達者は法務大臣となるが（権限法 1 条）、普通地方公共団体（地方自治法 1 条の 3 第 2 項）が被告となる場合、受送達者は、代表者であ

る都道府県知事，市町村長となる（地方自治法 139 条 1 項及び 2 項，147 条）。

しかし，地方公共団体を被告とする訴訟について個別法に委員会等を代表者とする規定がある場合，受送達者は委員会等の代表者となる。例えば，人事委員会の処分等に係る地方公共団体を被告とする訴訟については，人事委員会が当該地方公共団体を代表する（地方公務員法 8 条）ため，受送達者は，人事委員会の代表者である委員長となる（地方公共団体を被告とする訴訟について代表の定めのある規定の一覧は，行政裁判資料 78 号改正行政事件訴訟法執務資料 140 頁を参照）。

一方，抗告訴訟には関連請求にかかる訴えを併合することができ（行訴法 16 条 1 項），被告が地方公共団体である場合，関連請求が民事訴訟であると，受送達者は，その代表者である都道府県知事，市町村長となる。

そうすると，被告が同一の地方公共団体であっても，請求ごとに代表者が異なる場合があり，その場合は，それぞれに訴状副本を送達する必要がある。また，例えば，第一審で全部棄却判決があり，全部について控訴があった場合の控訴審においても，それぞれに控訴状を送達する必要がある。以上のように，書記官としては，請求によって代表者が異なる場合があることを理解し，裁判官との間で認識を共有した上で，送達事務等に遺漏がないよう留意する必要がある。

- (3) 上告提起通知書（上告受理申立通知書）は，上告人（申立人，被参加人）に送達すると同時に，上告人（申立人）補助参加人にも送達する。また，上告人（申立人）補助参加人からの上告理由書（上告受理申立理由書）の提出は，上告人（申立人，被参加人）が上告（上告受理）提起通知書の送達を受けた日から 50 日以内にしなければならない。

（留意点）

上告提起通知書は当事者双方に送達しなければならず（民訴規則 189 条 1 項），上告理由書の提出期間は，上告人が上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日と定められている（民訴規則 194 条）。補助参加人は，訴訟法上の当事者ではないが，当事者に準ずる立場として，被参加人の訴訟行為を超えない範囲で訴訟に参加できる。したがって，上告提起通知書は，上告人及び被上告人に送達すると同時に補助参加人にも送達する。

なお，原審における補助参加は，上告審においてもその効力を有するので，被参加人の相手方から上告が提起された場合に，上告状に補助参加人の記載がなくても，上告の効力は補助参加人にも及ぶ。また，補助参加人も，被参加人のために自ら上告を提起することができる（民訴法 45 条 1 項）。

被参加人が上告申立てをした場合，補助参加人が被参加人のために上告理由書を提出することのできる期間は，被参加人の上告理由書提出期間に限られる（最二小判昭和 25 年 9 月 8 日民集 4 巻 9 号 359 頁，最一小判昭和 47 年 1 月 20 日判時 659 号

56 頁、通説）。これは、補助参加人が自ら上告を提起した場合でも同様である。

3 調書・書類作成に関するもの

- (1) 口頭弁論調書を作成するときには、事件の表示や裁判官・書記官・出頭した当事者等の氏名、弁論期日の年月日など形式的記載事項の誤記や脱漏、裁判官の認印漏れに注意する。

(留意点)

口頭弁論調書には、必要的記載事項（民訴規則 66 条 1 項各号）を記載しなければならないとされており、作成した書記官が調書の末尾に記名押印し、期日を主宰した裁判長（又は裁判官）が認印したことにより完成する。口頭弁論調書の作成は、手続の適正確保のため書記官に与えられた権限であり、特に口頭弁論の方式に関する事項については、調書上の記載が絶対的証明力を有し、他の方法による証明を許さないとされており（民訴法 160 条 3 項）、このような調書作成は書記官にとって最も重要な職務の一つである。書記官としては、期日において行われた訴訟行為等を正確に認識し、的確に調書に記載する必要があるが、ケアレスミスや思い込みによる間違いを防ぐためには、口頭弁論調書を作成した後、文言を確認した上で、書記官名下に押印すべきである。また、裁判官の決裁後、裁判官の認印漏れがないかを必ず確認する。

- (2) 証拠の申出に関する裁判は、受命裁判官が弁論準備手続期日において当事者双方と立証計画の打合せを行ったとしても、受命裁判官では裁判ができない（なお、受命裁判官ができる裁判について、民訴法 171 条 3 項参照）ことから、期日外で裁判するのであれば裁判所が決定することに注意する。
- (3) 受命裁判官が交替する場合には、裁判長による受命裁判官の変更（取消・指定）が必要である（民訴規則 31 条 1 項）。
- (4) 口頭弁論期日に欠席した当事者に対する次回口頭弁論期日指定の決定の告知及び同期日の呼出しを電話で行った場合（決定の告知に関しては相当な方法、期日の呼出しに関しては簡易の呼出し）は、当該期日調書の余白部分に

その旨を付記するなど記録上明らかにする。

(留意点)

決定又は命令の告知がなされたときは、書記官は、その旨及び告知の方法を記録上明らかにする必要がある（民訴規則 50 条 2 項）。後日、期日請書（民訴法 94 条 2 項ただし書参照）が提出されることが予期されたとしても、告知の時点で、告知した旨等を記録上明確にする必要性に変わりはないので、告知の付記を省略する扱いは民訴規則に反し、相当でない。一方当事者が出頭していない口頭弁論期日において、弁論準備手続に付する決定があつて弁論準備手続期日が指定された場合についても同様である。

(5) 判決正本の作成を適正に行う。

(留意点)

判決正本を適正に作成するためには、裁判体（官）と原本等の受け渡し方法や正本の作成方法について、よく協議することが必要である。

なお、仮に原本と一致しない判決正本を送達した場合、判決書の送達（民訴法 255 条 1 項）の効力が問題となりうる（裁判官の記名を欠いた例として、最三小判平成 3 年 4 月 2 日判時 1386 号 95 頁）。

4 裁判書の点検に関するもの

抗告許可申立て事件の決定書の点検においては、決定当日において、理由書提出期間が満了しているか注意する。

(留意点)

裁判書の点検は書記官の基本的な職務の一つであるが、とりわけ抗告許可申立て事件の決定書の点検においては、主文、理由の内容はもちろんのこと、理由書提出期間の満了前に理由書が提出された（されていた）としても、理由書提出期間が満了するまでは理由書の補充、追加提出が可能である。したがって、抗告許可申立て事件の決定日が理由書提出期間の満了日以前となっていないかどうか、確認する。

5 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの

- (1) 一方当事者から上訴提起があつた場合、事件記録は、他方当事者の上訴期間の経過を確認した上で、上訴裁判所に送付するよう注意する。

(留意点)

上告提起の場合、上告理由書の提出期間（民訴規則 194 条）があるため、實際上、

上告提起後速やかに事件記録を上告審に送付してしまうことは考えにくいですが、このような規定のない控訴提起の場合は、基本的には、他方当事者の上訴期間の経過を確認した上で上訴裁判所に事件記録を送付するよう注意すべきである。

なお、他方当事者の上訴期間経過前に事件記録を控訴裁判所に送付してしまった後に、他方当事者の控訴状が原審に提出された場合、当該書面は追送書面として控訴裁判所に送付する。

- (2) 移送や上訴の場合、証人等の陳述について、調書の記載に代える許可があったときの録音テープ等（以下「録音媒体」という。）は事件記録の一部として送付するが、簡易裁判所の手続の中で調書省略の許可があったときの録音媒体は送付しない。

（留意点）

録音媒体に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合（民訴規則 68 条 1 項）、当該録音媒体は事件記録の一部であるから、事件記録に編綴し、移送や上訴があれば事件記録の一部として受移送裁判所や上訴裁判所に送付することとなる。これに対して、簡易裁判所の手続の中で調書省略の許可があった場合（民訴規則 170 条 1 項）に、裁判官の命令又は当事者の申出があつて初めて作成される録音媒体（同条 2 項）は、事件記録の一部ではなく、その事件を担当する書記官が管理・保管する職務を負い、移送や上訴によって事件記録とともに送付することはない（平成 9 年 12 月 8 日付け最高裁民事局第一課長・総務局第三課長事務連絡別紙第 2 の 2 の(5)）。

- (3) 上告審に事件記録を送付する際、上告審での審理終了後に記録が自らの庁に返還される場合は裁判書原本を綴るが、そうでない場合には裁判書正本を綴る。

（留意点）

裁判書原本の保存については、事件記録等保存規程（昭和 39 年最高裁判所規程 8 号）により保存すべき裁判所が決められている。控訴審及び上告審終了後、一審裁判所に記録が返還されることから、控訴審での裁判については、裁判書原本は控訴審裁判所で保存することになる。そこで、控訴審が一審裁判所に返還あるいは上告審裁判所に送付する記録には、裁判書の正本を綴ることとなる。

これに対し、高等裁判所が第一審となる裁判については、上告審における審理終了後、高等裁判所に記録が返還され、一審裁判所である高等裁判所で原本を保存することから、上告審裁判所に送付する記録には、当然裁判書原本を綴り、送付する

こととなる。

- (4) 係書記官は、郵便切手を受領又は使用するときは、予納郵便切手管理袋に所要の記載をし押印する。上訴等に伴う引継ぎの際には、主任書記官及び訟廷管理官は予納郵便切手管理袋の一連の記載内容を確認した上で、それぞれが押印する。

(留意点)

郵便切手は金券の一種であるから、予納郵便切手の管理は厳格に行う必要があるところ、その取扱いについては、予納郵便切手の取扱いに関する規程（昭和 46 年最高裁判所規程 4 号）及び予納郵券切手の取扱いに関する規程の運用について（平成 7 年 3 月 24 日付け最高裁総三第 18 号事務総長依命通達）に詳細に定められている。書記官が郵便切手を受領し、使用した場合には、予納郵便切手管理袋に、その都度、年月日、摘要、引継・予納額、使用額及び残額を記載し、押印すべきとされている（郵券通達記第 2、第 3）。また、上訴等で事件記録を他の裁判所に送付する際に、併せて郵便切手を引き継ぐときには、係書記官から主任書記官、更に訟廷管理官へと郵便切手が引き継がれることとなる（郵券通達第 3 の 3、第 4）。

書記官としては、予納郵便切手を厳格に管理するという意識を持ち、予納郵便切手の受領、使用及び返納等を正確に予納郵便切手管理袋に記載して押印し、適切な事務処理を心がけなければならない。

6 その他

- (1) 家事事件手続法の施行に伴い、次の点などについて注意する（平成 26 年 2 月 19 日付け家庭局第二課長・総務局第三課長書簡参照）。

ア 抗告人及び抗告の相手方以外の一審申立人が当事者となる場合がある。

(留意点)

抗告審の決定書には、「当事者及び法定代理人」を記載しなければならない（家事事件手続法 93 条 1 項、76 条 2 項 3 号）。抗告審においては、抗告人及び抗告の相手方が当事者となるが、一審が家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件である抗告審で、一審申立人が抗告人でない場合は、一審申立人は、引き続き当事者としての地位に就くと考えられるから、抗告審の決定書に当事者として記載する必要がある（例：後見開始事件の認容審判に対する民法 7 条に規定する者からの即時抗告事件における「一審申立人」）。したがって、裁判書の点検にあたっても、当事者の範囲及び表示について根拠を理解の上、留意する必要がある。

イ アの場合、一審申立人への特別抗告提起通知書の送付が必要である。

(留意点)

アのとおり、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件である抗告審においては、一審申立人は、特別抗告審での当事者に当たると解されることから、特別抗告提起通知書の送付が必要である（家事事件手続規則 62 条）。

- (2) 上告受理の申立てにかかる事件が民訴法 318 条 1 項の事件に当たるかどうかは、上告裁判所である最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがって、申立（理由）書に形式的に同項の事件に当たる旨の記載がある場合には、原審で同項に規定する事由の記載がないとの理由で不適法却下はできない（最一小決平成 11 年 3 月 9 日民集 192 号 109 頁）ことに注意する。

(参考) 申立手数料の例

(注) 本表は、留意事項本文を照らし合わせて参考にされたい。

A 離婚, 親権者指定(子1人), 慰謝料(300万円), 養育費月3万円, 財産分与及び年金分割を申し立てた場合の例

	請求	訴訟物の価額	個別の 申立手数料	併合訴額	申立手数料	控訴手数料 (注2)	上告手数料 (注3)
1	離婚	1,600,000	13,000	3,000,000	20,000	30,000	40,000
2	親権者指定		(注1) 1,200				
3	慰謝料	3,000,000	20,000				
4	養育費		1,200		1,200	1,800	2,400
5	財産分与		1,200		1,200	1,800	2,400
6	年金分割		1,200		1,200	1,800	2,400
	印紙額				23,600	35,400	47,200

離婚<慰謝料

注1: 個別に申し立てることは本来あり得ないが、親権者指定のみを申し立てたと仮定した場合の申立手数料である。

注2: 原告全部勝訴(年金分割も認容)と仮定した場合の被告側の控訴手数料である。

注3: 注2の控訴が棄却された場合の上告手数料である。

B 離婚, 親権者指定(子2人), 慰謝料(100万円), 養育費月1人2万円, 財産分与及び年金分割を申し立てた場合の例

	請求	訴訟物の価額	個別の 申立手数料	併合訴額	申立手数料	控訴手数料 (注2)	上告手数料 (注3)
1	離婚	1,600,000	13,000	1,600,000	13,000	19,500	26,000
2	親権者指定		(注1) 2,400				
3	慰謝料	1,000,000	10,000				
4	養育費		2,400		2,400	3,600	4,800
5	財産分与		1,200		1,200	1,800	2,400
6	年金分割		1,200		1,200	1,800	2,400
	印紙額				17,800	26,700	35,600

離婚<慰謝料

注1: 個別に申し立てることは本来あり得ないが、親権者指定のみを申し立てたと仮定した場合の申立手数料である。

注2: 原告全部勝訴(年金分割も認容)と仮定した場合の被告側の控訴手数料である。

注3: 注2の控訴が棄却された場合の上告手数料である。

第2 刑事関係

1 受付・立件に関するもの

- (1) 事件係は、受け付けた書類（国選弁護士選任請求書等）を速やかに担当部署に引き継ぐ。

（留意点）

事件係は、提出された書類について、形式的事項等を確認し、受付をしたら、速やかに担当部署に引き継ぐべきである（平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」記第4の1）。仮に、書類の提出者に補正を求める必要があったとしても、提出者が直接持参した書類についての明らかな誤記等その場で直ちに補正できるものを除き、事件係ではなく担当部署が第1次的に対処するのが相当であり、事件係は、担当部署に速やかに書類を引き継ぐとともに、補正を要する旨の連絡をする必要がある。例えば、国選弁護士選任請求書が提出された場合、速やかに担当部署に書類を引き継がなければ、担当部署としては書類の提出がないものとして、一定期間、請求書の提出を待っていて選任手続が遅れることになり、迅速な裁判の実現を阻害することになる。事件係においても、迅速な裁判の実現を意識した事務処理を行わなければならない。

- (2) 受付・立件関係では、以下のような点に留意して、正確な事務処理を行う。

ア 証拠開示に関する裁定の請求書は、雑事件として立件が必要である。

イ 提出書類を閲読の上、明らかな誤記等は、その場で訂正させる（例えば、

①宛先が間違っていないか（「〇〇地方裁判所」の宛先が、「〇〇地方検察庁」や「〇〇簡易裁判所」となっていないか）、②上告申立書なのに「控訴を申し立てる。」というような記載になっていないかなど）。

2 送達・通知に関するもの

- (1) 病院に入院中の者や児童自立支援施設に入所している少年に対する送達は、施設の長宛てではなく直接本人宛てに行う。

（留意点）

刑事施設に収容されている者に対する裁判書等の送達は、施設の長を受送達者とすることになっている（刑訴法54条、民訴法102条3項）。刑事施設に収容されて

いる者については、施設内の秩序を維持する必要から、外部との通信に制約を加えることもやむを得ないものとして許されている。このように、被収容者に対する通信を監視しなければならないこと、他方、被収容者に対して施設に収容される前の本来の住居等に送達するのでは、送達書類が被収容者本人の手に渡るのかえって日時が掛かることを考慮して、本規定が設けられている。少年院又は少年鑑別所に収容されている者に対する送達は、民訴法の規定を類推適用することにより、施設の長に送達することが相当とされている（昭和 56 年 7 月 15 日付け最高裁総三第 26 号総務局長通知）。

一方、鑑定留置や医療観察法による病院への入院も強制的ではあるが、病院は刑事施設とはいえないことから、施設の長である病院長を受送達者にはできないとされている。また、児童自立支援施設は、少年を強制的に収容する施設でなく、開放処遇が原則といえることから、少年鑑別所や少年院と同様に考えることはできない。

(2) 国選弁護人選任書は、送達を要しない書類である。

(留意点)

国選弁護人選任書は、弁護人にとっては弁護活動を行う上で必要な書面であるが、その受領が記録上明らかになっていれば足り、送達までは要しない書類である（刑事執務資料 22 号「国選弁護人選任手続及び即決裁判手続に関する執務資料」15 頁、43 頁では、弁護人からの請書の受領による方法が示されている。）。

なお、検察官、被告人（被疑者）に対しては、国選弁護人が選任されたことを直ちに通知することとなっている（刑訴規則 29 条の 3 第 1 項）。

3 勾留・保釈に関するもの

勾留票は、次のような点に注意し、記載が正確であることを確認する。

ア 「釈放年月日」欄は現実には釈放された日を記載するものであるから、保釈中の被告人に実刑判決が宣告されたが、再度の保釈許可決定があつて被告人が収容されなかった場合は、再度の保釈許可決定に係る同欄は空欄にすべきである（保釈保証金の納付日等を記載するものではない。）。

《実刑判決後、不収容のまま再保釈が許可されたときの記載例》

身柄に関する裁判		釈 放			収 容 年月日	満 了 年月日	備 考
年月日	要 旨	年月日	保釈保証金	残日数			
26 7・ 1	保釈許可決定	26 7・ 1	200万 円	・30			
7・14	判決(実刑)		円		不収容		26. 7. 14 控訴申立て
7・14	保釈許可決定		300万 円 (うち200万円返用)				
			円				

(抜粋)

(注) 「不収容」の文言は、備考欄に記載する例もある。

イ 記録整理後、上訴記録発送前に、

(ア) 身柄の移送通知書が提出された場合、その内容を勾留票中の「移送収容」欄に記載する。

(イ) 勾留期間更新決定がされた場合、その記載をする。

ウ 保釈許可決定に対する(準)抗告の申立てがあり、保釈許可の執行停止決定があった後に(準)抗告棄却決定があった場合、身柄の変動に関する事由があったのであるから、一連の経過を記載する。

エ 保釈中の被告人に実刑判決が宣告されて収容された場合には、収容された年月日と収容後の勾留満了年月日を、保釈許可決定の横の欄ではなく、判決宣告の横の欄に記載する。

身柄に関する裁判		釈 放			収 容 年月日	満 了 年月日	備 考
年月日	要 旨	年月日	保釈保証金	残日数			
26 7・1	保釈許可決定	26 7・1	150万 円	・25			
7・14	判決(実刑)		円		26 7・14	26 8・7	
			円				

(抜粋)

(留意点)

勾留票は、起訴前から勾留されている被告人及び起訴後に勾留状を発せられた被告人について作成することを要し（平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」記第2の6の(1)のア）、被告人の勾留に関する事務を適正に行うことを目的として作成されるものである。

したがって、勾留票の記載が不正確な場合には、身柄に関する裁判を誤ったり、勾留日数を誤ることにより不適法な勾留期間更新決定がされる原因ともなりかねない。

書記官としては、勾留票を記載する場合には、誤った記載をすることがないように、記載事項に関する通達をよく確認し、勾留票を作成する目的を正しく認識して、常に細心の注意を払って事務を処理する。

また、事件記録を訟廷に引き継いだ後に勾留期間更新決定等がされた場合にも、勾留票の記載を失念しないよう注意し、記録送付書等に勾留満了日を記載する場合は、誤った記載をしないよう確認する。

4 調書・書類作成に関するもの

(1) 弁護人選任照会手続は、次のような点に注意する。

ア 弁護人選任に関する通知及び照会をする場合は、必要的弁護事件か任意的弁護事件か、被告人が勾留中か在宅かを確認し、さらに、それらに対応する適式の用紙を使用する。

イ 訴因変更許可決定があった場合は、罪名の記載の仕方が〇〇（変更後の訴因△△）となり、一部無罪の場合には、上訴されている罪名を記載する。

- (2) 書記官が交付送達報告書や通知書等の事件書類を作成するに当たっては、事件番号、事件名、氏名等の全ての記載内容を確認し、正確な事務処理を心がける。

(留意点)

書記官が正確な事件書類を作成することは、適正な裁判手続を行うために不可欠なことであり、作成に当たっては、内容に間違いがないか、十分に確認することが必要である。

事件書類が正しく記載されない原因としては、書き間違い、思い込み、過去の事件書類の上書き等が考えられる。正確な事件書類作成を担保するためには、一旦作成したものを過信せず、事件の表示が間違っていないか（例えば、追起訴された事件名が脱落していないか）、作成者の庁名が間違っていないか（例えば、異動前の庁名になっていないか）など、全文言にわたって確認していくことが何より大切である。特に上書きをして作成する場合には、不必要な部分の削除忘れや上書きすべき部分を失念するなどの間違いを招きやすいので、注意する。

- (3) 公判調書の作成に当たっては、事件名、被告人の氏名、公判をした裁判所名、裁判官の氏名、出頭した証人の氏名、調書作成年月日などの誤記や記載漏れがないようにする。

(留意点)

公判調書は、公判期日における訴訟手続が適法に行われたか否かを公証するために作成するものであり、公判調書の必要的記載事項（刑訴規則 44 条 1 項各号）や書類作成に当たっての記載事項（同 58 条 1 項）が定められている。公判調書に誤記や記載漏れがあると規則に反するばかりか、公判手続の適法性を公証することができない調書となるため、作成には十分留意する必要がある。とりわけ、公判調書の冒頭記載部分は、裁判体の構成、検察官の官氏名、被告人の出頭、弁護人の出頭等、開廷要件や公判手続の重要な方式に直接的に関わる記載が多いため、ここに誤記があると、実際には適法に公判手続が実施されていても、上訴審での破棄を招く危険性が高いことを念頭に置く必要がある（公判をした裁判所の表示を漏らした事案、列席裁判官氏名の記載を漏らした事案では破棄された裁判例がある（前者につき大審決大正 13 年 12 月 20 日刑集 3 巻 896 頁、後者につき最二小判昭和 23 年 6 月 26 日刑集 2 巻 7 号 743 頁）。）。パソコンを使って公判調書を作成する場合、特に冒頭部分については、同一事件の前回調書を利用する書記官もいると思われるが、誤記につながる可能性もあるので、作成の都度、記載内容を十分確認することが不可欠である。

なお、公判調書に限らず、少年審判調書も同様の点に注意する。

- (4) 訴因罰条の変更許可決定（刑訴法 312 条 1 項）がされた場合に、公判調書に記載する被告事件名に変更後の訴因も併せて記載するのは、決定後の次の期日の公判調書からである。

（留意点）

被告事件名は、公判調書の必要的記載事項（刑訴規則 44 条 1 項 1 号）であり、公判調書の手続部分は原則として訴訟手続の順序に従って記載し、特に冒頭部分は開廷時の状況を記載するものとされる。したがって、審判の対象である訴因が変更された場合、例えば、訴因が窃盗から横領に変更された場合には、訴因罰条変更許可決定がされた次の期日の公判調書から、被告事件名について「窃盗（変更後の訴因横領）」と記載することになり、訴因罰条変更許可決定がされた当該期日の公判調書について、上記のような記載はできない。

- (5) 証拠等関係カードの作成に当たっては、次のような点に注意する。

ア 現在の証拠等関係カードの欄外の一体文言は、「このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。」である。

（留意点）

証拠等関係カードの欄外の一体文言は、旧様式では、「このカードは、公判期日又は準備手続期日においてなされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。」となっていたが、平成 16 年 5 月 21 日成立の「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって、公判前整理手続期日、期日間整理手続期日が設けられることになったことから、この部分が改定された（平成 17 年 10 月 26 日付け最高裁判二第 404 号事務総長通達「証拠等関係カードの様式等について」）ので、新様式によらねたい。なお、旧様式を利用する際には、開かれる期日の種類を違わないように留意されたい。

イ 同一期日において証拠調べの途中で他の手続が介在したときは、証拠調べが、その手続の前か後かを調書上明らかにする。

（留意点）

刑訴法 302 条に示されているように、刑事手続においては証拠の取調べの順序が大きな意味を持っている。そのため、証拠等関係カードには証拠の取調べ順序を記載することになっている（刑訴規則 44 条 1 項 30 号）。同一期日において証拠調べの途中で他の手続が介在した場合は、各手続相互間の順序を明らかにするため、手

統調書において、手続の前後で「証拠等関係カード記載のとおり（「期日」欄に①と表示したもの）」「証拠等関係カード記載のとおり（「期日」欄に②と表示したもの）」と区別し、また、証拠等関係カードの該当する「期日」欄に「○－①」「○－②」と記載して、手続がどの段階で行われたか明らかにすべきである（平成 12 年 12 月 22 日付け高等裁判所事務局長，地方裁判所事務局長，家庭裁判所事務局長宛て刑事局第二課長，総務局第三課長事務連絡）。

5 記録整理・送付に関するもの

- (1) 上訴審に上訴記録を送付するのは、判決宣告日から、調書整理期間及び異議申立期間の合計 21 日間を経過後である。

（留意点）

公判調書は、刑訴法 52 条によって、いわゆる訴訟手続に関する排他的証明力が付与されているところ、その正確性を確保するため、当事者に対して異議申立ての権利が与えられている。異議申立ての権利の行使が妨げられた場合には、刑訴法 52 条の証明力が排除される（最三小判昭和 47 年 3 月 14 日刑集 26 巻 2 号 195 頁）ことから慎重に取り扱い、期間を遵守して、適正に送付する必要がある（控訴につき刑訴規則 235 条，上告につき刑訴規則 251 条）。

判決宣告期日の公判調書の記載の正確性に対する異議申立期間については、判決宣告日から、調書整理期間の 7 日及び異議申立期間の 14 日の合計 21 日間であり（刑訴法 48 条 3 項ただし書，51 条 2 項，刑訴規則 52 条），その間は判決宣告を行った裁判所において、当該事件記録を保管しなければならない。したがって、判決宣告日から 21 日間経過前に上訴審に事件記録を送付することは、このような刑訴法及び刑訴規則の趣旨に反する。

なお、事件の迅速な処理が必要なことは言うまでもなく、特に身柄事件については被告人の人権に直接関わることから、事件記録を上訴審に送付する場合は、上記の異議申立期間経過後できるだけ早期に送付する。

- (2) 以下のような点などに留意して、正確な記録整理を行う。

ア 上訴記録に付す丁数は、第一審，第二審それぞれにおいて丁数を付さなくてはならない（第二審は第一審からの通し丁数を付す。）。

イ 少年調査記録の経過一覧には、年月日及び事項の記載並びに取扱者認印をするのが相当である（平成 22 年度書記官実務研究「少年事件における書記官事務の研究－改訂－」234 頁参照）。

6 裁判書の点検に関するもの

判決宣告前の判決書草稿の点検と、判決宣告後の判決書の点検とで、点検の項目及び点検の内容が異なることから、その点を意識した上で、次のような点に留意する。

(被告人の表示)

ア 被告人の人定事項に変更があるときは、最新の戸籍謄本等で確認する。

イ 被告人が他刑執行中のときは、収容場所に変更がないかどうか移送通知書の有無、内容を確認する。

(法令の適用等)

ウ 法令の適用において訴訟費用の負担に関して裁判がされている判決については、まず当該事件に訴訟費用があるのか否か確認し、訴訟費用がある場合には、被告人に訴訟費用を負担させるのか否か、それに対応する刑訴法の条文が法令の適用中に記載されているか否かを確認する（例えば、訴訟費用がないのに、主文に「訴訟費用負担」と記載されたり、法令の適用中に「刑訴法 181 条 1 項（本文又はただし書）」と記載されたりしていないか確認する。）。

エ 共犯に係る事実が認定されたときは、共犯の規定（刑法 60 条等）が法令の適用中に記載されているかどうかを確認する（なお、暴力行為等処罰に関する法律 1 条の共同暴行等二人以上の者が実行行為自体を共同してすることを構成要件とする罪にあっては、全員が共同実行に及んだ場合には刑法 60 条を適用しないことにつき「刑事判決書起案の手引」（平成 19 年版）番号 312 参照）。

オ 累犯加重等の結果、処断刑の長期が30年を超えるときは、刑法14条2項が法令の適用中に記載されているかどうか確認する。

(その他)

カ 事件番号の「年」に誤りがないか、特に年度当初は留意して確認する。

キ 事件名に誤りがないか、類似の事件名（例えば、勾留請求と勾留取消し請求）は混同しやすいので、特に留意して確認する。

ク 固有名詞に含まれる外字を手書きで加えなければならない場合、記載を失念していないかどうか必ず確認する。

(留意点)

刑事訴訟事件は、判決原本に基づいて宣告することを要しないが、適法な判決宣告の確保は、刑事訴訟手続における絶対的な要請であり、判決書草稿の点検は書記官の重要な職務である。法廷で朗読、告知されることとなる部分、例えば、主文、罪となるべき事実及び法令の適用等については、判決宣告前でなければ判決宣告の適正を確保することができないものである。

なお、判決書草稿の事前点検を経ることなく即決で判決を言い渡す事案も考えられるので、そのような場合にも対応できるよう、書記官の事前準備として、算入可能な未決勾留日数の上限や執行猶予を付することが許される事案か否かなどを調査した上で公判に立ち会うようにすべきである。

また、判決宣告後の点検の際には、手続の適正を確保するために、事件番号等の形式的事項や誤字脱字等についても確実な点検を行わなければならない。判決の単純なミスによって上級審で破棄されるような事態は、訴訟関係人に無用な負担をかけ、特に被告人に対しては、その身柄拘束を長期化させることを十分に認識して点検を行うべきである。

7 その他

- (1) 裁判員裁判において、事件記録の第1分類に編てつされている裁判員からの申立てに関する書類（例えば、①裁判員から辞退を申し出る内容の電話聴取書、②裁判員を解任し、補充裁判員を裁判員に選任する旨の決定書など）

を訴訟関係人に謄写させることはできない。

(留意点)

裁判員等の選任及び解任に関して作成される書類は、裁判員等のプライバシーに関わる情報を含むため、質問票（裁判員法 31 条 2 項）だけでなく、裁判員等選任手続での質問及び陳述が記載されている部分、裁判員等の個人を特定するに足る情報が記載されている部分、裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者からの申立てに関する書類についても、訴訟関係人による謄写が制限されている（裁判員規則 66 条 1 項、2 項）。

裁判員等選任手続関係書類は、主に事件記録の第 5 分類に編てつされるが、裁判員等からの辞任申出に関する書類などは、事件記録の第 1 分類又は第 4 分類に編てつされる。これらの書類には、裁判員等からの具体的な辞任理由を聴取した電話聴取書や上申書等が含まれる場合もあり、当該書面から裁判員等の氏名が特定されなくとも、訴訟関係人に謄写されることによって裁判員等のプライバシーや生活の平穩が害されることが懸念される。

書記官としては、第 5 分類だけでなく、事件記録全体について裁判員規則 66 条に該当する書面が含まれていないか十分に留意した上で、訴訟関係人からの謄写申請に関する事務処理を行うべきである。

- (2) 即時抗告申立てについては、その理由書についても即時抗告申立期間内に提出しなければならないことに注意する。

(留意点)

即時抗告の申立てに当たり、即時抗告申立書に加えて理由書を追って提出する場合でも、理由書の提出は即時抗告申立期間内に提出しなければならない。判例も、「即時抗告は、その申立書に申立理由の記載がなく、抗告申立期間内に理由書の提出がないときは棄却を免れない」としている（最三小決昭和 54 年 11 月 6 日刑集 33 卷 7 号 685 頁）。この点、特別抗告や再抗告についても同様である（特別抗告につき、最三小決昭和 34 年 4 月 13 日刑集 13 卷 4 号 448 頁）。

したがって、書記官としては、抗告関係の条文や判例を十分に確認して当事者に対して手続教示し、必要に応じて裁判官にも進言してその判断を仰ぐなど適切な事務処理を行う必要がある。

- (3) 旅費日当を放棄する旨の記載がある証人の出頭カードは、他に旅費日当放棄書がない限り、旅費日当放棄書も兼ねることとなるので、証人の認印又は指印が漏れていないことを確認する。